

はじめに

広島県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を促進するため、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈と西中国山地の二つの国定公園や六つの県立自然公園が指定されています。

また、子どもから高齢者まで、県民が気軽に自然とふれあえる場として、県民の森、県民の浜、もみのき森林公園及び中央森林公園が、野外レクリエーション施設として設置されており、国立公園、国定公園、県立自然公園や野外レクリエーション施設を結ぶ形で、中国自然歩道と広島県自然歩道が指定されています。

これらの自然公園等は、瀬戸内海国立公園が国立公園法によって昭和9年に指定され、昭和32年に国立公園法が自然公園法に変わって以降、順次、指定・設置され、自然環境の保護とともに、県民ニーズや利用動向に応じて、適切な利用を行うための施設の整備が行われてきました。

自然公園等は、優れた自然環境を保護しながら県民に自然とふれあう機会を提供し、自然の中におけるレクリエーションなどでの余暇利用はもちろん、様々な自然体験・学習や環境教育等を通じた青少年の健全育成、さらには、地域の誇りともなる観光資源として、地域の活性化にも役立ってきました。

しかしながら、近年の社会経済状況の変化や少子高齢化の進行など年齢構成の変化、地方分権の進展、厳しい財政状況など、自然公園等を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような変化を踏まえ、自然公園等について、まず、現状を踏まえながら課題を整理し、今後どのように自然環境の保護と利用を進め、また、そのために必要な施設の効率的な管理運営のあり方について、自然公園等の利用者という立場からも、考慮して検討を進めました。

この報告書が、県・市町が厳しい財政状況にある中で、利用者にとりまして、よりよい公園づくりの一助となることを願うものであります。